

と出会い、仕事ぶりをきくことが大切な宝となっている

- ・様々な方との出会いがあったこと。又、色々な研修会に参加させてもらえたこと
- ・様々な機関の人との出会いと関係の広がり福祉現場を通して見えてきた自分の考え、価値観。社会全体に対する考え方に幅が持てた事
- ・人に接する仕事なので違う人生を学び、がんばっている姿をみることは、人生を2つもらったようで力をいただいたと思う。又、仕事仲間での共通認識を得られた時もよい。又、研修させていただく機会がたくさんあったこと
- ・人生の中での自分自身の経験、それと又、それぞれの相談者の生き方等々を通じて支援員としては、やはり経験をすることが一番仕事では役立つと思います。それにより、相談者自身がよかったと思えることが一番です
- ・私は母子家庭ではありませんので、相談を受ける中で、ひとり親の子育ての大変さを知ることができました
- ・婦人、女性相談も業務としてやっているの、女性の歴史を感じ、生で勉強させてもらっているし、又私も女性であることを感じる
- ・人としての有り様等、自分にとってプラスになることが多い
- ・自分自身、成長できたこと
- ・以前より社会情勢に敏感になった
- ・いろいろな人に巡り会え、自分を成長させてもらったこと
- ・多くの人と対面し、話を聞かせてもらえる。話を聞かせてもらうことで、自分に知識がつく。相談者が自立していく時、報告を受ける（ごく一部）
- ・色々なことが勉強になりました
- ・人生勉強になる。反面教師とするケースのなんと多いことか。その中で年に1～2回みごとに人生を生きている人に出会うことは、人間のバラシサを改めて深く感じさせられる。既成概念がことごとく打ち砕かれる。よい意味でも（少ないが）悪い意味でも。母子の役に立てている

かは実感は少ない

〈その他〉

- ・まだまだ働く女性の立場は弱い。その上、子供を養育しながらとなると、辛く厳しい現実があります。大変なその時その時に元気づけてあげられる、ほっと一息つけることができるこの仕事は好きです
- ・他人の評価は様々ですが、私の所に相談に来てくれた人には、少しでも前向きに、そしてステップアップできれば、それで良いと思っています。そして、私に相談すれば、話を聞いて理解してくれる人として存在できればと思います
- ・天職に巡り会えたと感じました。二つの区役所を兼務しているので、他の相談員とは一味違う見方や広がりを持てる気がしている反面、相談者に不都合を強いる場合があり、残念に思います。月並みですが、相談後「来て良かった」と言われるのが何よりです
- ・自分を必要としてくれている人があることは、喜びである
- ・自分も母子家庭だったので（相談者に言う訳ではありませんが）同じ立場にたって話ができる事、相談者の不安、これからの生活、子供の養育について、頑張っている母子家庭の母に少しでも損をしない様に福祉制度の活用をしてもらえるよう伝える事ができた事。暗い顔で相談に来た方が帰る時には明るい顔になってくれた時は、この仕事をしていて良かったと思いました
- ・一般的にみれば、マイナスな経験も人のために役立ててることができること。辛いことも共感するが、嬉しいことも共に喜ぶことができること
- ・母子家庭の母の立場と同じであり、気持等よくわかるので、暖かく接することが出来る
- ・同じ境遇の方の力に少しでもなれること
- ・困難な状況の中でお母さんが2つ、3つと仕事をかけ持ちしながらも、子を育て懸命に前向きに明るく生きようとする姿にいつも愛おしさを感じています。そして元氣も頂いております。共に生きている実感が、この仕事をつづけてこ

られた要因です。また長期にお付き合い（寄り添え）ができることは、良かったと思います

- ・ツツパッテ威圧的な態度を通していたクライアントが心を開いてくれたとき
- ・相談者が、安心した表情をした時
- ・償還完了となった時。相談後に相談者が明るい顔をして帰った時
- ・子が自分の夢を熱っぽく語ってくれたり、親子のコミュニケーションの良さが伝わってきた時
- ・頑張っている親子が多い事がわかる
- ・連帯借主から TELなどで、自ずから返済相談や種々変更の連絡をくれた時
- ・石の中にもたまにはキラリと光る石がある。能力のある人には、援助して未来を切り開く手助けが出来る
- ・少しでも、一人でも多くの母、子の役に立つことが出来たかと感じられるとき
- ・自分自身の事(私的)→世間体がよかった。見栄かもしれないが、一応公務員。母子家庭に対する世間の眼は冷たく卑下されたものです
- ・まだ、良かったなあと感じた事がない
- ・私は直接、母子家庭のお母さんと接することはありませんので、良くわかりません

3) この仕事をしていて辛いところ

<雇用条件>

- ・身分の弱い立場で、自分の生活を心配しつつ、相談を受けている矛盾
- ・職場内での自分の価値観と周りとの温度差、同じ支援員の意識の低さを無責任さを感じた時の無力感。福祉現場と対する理解の無さと水準の低さを感じる時、相談者の問題解決に何の力にもなれず、行政の立場、非常勤の立場という二重三重の枠の中での無力感、貸付金償還に際し、悪質な滞納者や保証人との対応、日本の社会水準の低さを痛感する時
- ・この仕事を長く続けていくことで、内容がどんどん深く、大変な事柄が増えていき、範囲が広がっていつている様に思います。自分自身、労働条件や身分保障が充分でなく、雇用期間も1年という中で、毎年就労の不安を感じながら、

続けてきました。相談を受ける立場の者が一番不安定なのにもかかわらず、国は自立支援という事で就労支援に力を入れる様に言われていますが、プロである職業安定所の方々と連携の必要は感じますが、その前に母親の心のケアや子育て等、抱える問題が多い中で自立とは就労することだけが自立ではなく、母親本人が精神的に安定し、自信が持てるような方向に向けていってからの就労支援の方が適当だと思えます。法改正の中で、もっと現場の状況を把握した中で検討してほしいと思えます

- ・職場での私の仕事に対する理解がうすく、「誰でもできる」といわれていたり、報酬等についても大変厳しい声が聞こえてきます。私ができる限りの仕事をやるのみですが……辛い部分を話せる人は、職場にはいません
- ・母子自立支援員は貸付だけの仕事だと思われている事（今までも中途半端な立場で役に立てないのかと言う思い有）。母子寡婦福祉制度は母子だけの制度と思われている事。一人親の制度は書類上で整っていれば活用できると思われている事。相談員にこの制度が上手く伝わらなかった時。同じ立場にたった相談員と云う事で雇用され、17年たったが、専門的な資格がないとの事で肩身の狭い思いで辛いし、市に降りた事で管内での研修が少なくなり、各市の母子自立支援員とのつながりやお互いのケアが出来なくなった事
- ・役所の中で働いているので、正職員と思われがちですが、嘱託です。やはり最後まで自分の意見が云いきれるのか、疑問です
- ・身分の不安定で賃金が非常に少ない（他のアルバイトはしてはいけないと云われている）
- ・職場で非常勤という立場を意識させられるとき。スーパーバイザーがいないこと。メンタルケアの手段がないこと
- ・自分の生活がだんだん苦しくなりつつも、相談にのらなければいけないこと。自分だっという雇用がなくなるか心配しながら仕事をしていることです

- ・不満ではありませんが、声を聞いて頂ければ、これだけ職員より、話がわかり、仕事上中の濃い相談が出来るようになって、給与は上がらない。せつかくこれだけ、大地のように話が聞ける本当の相談員に育ってきたのに、ものすごくいどこか職員の方達とは違うわびしさを感じます。同じ嘱託職員がいるが、事務の同じようなことをしていますが、同じ給料です。研修をして、真剣にやっています。支援員は、ものすごく勉強しないとやれません。主事資格も実費でとりました。5年頃から本当に相談者の話がじっくり聞けるようになります。日々、勉強です。専門性を重んじた労働条件、報酬を考えて頂きたいと考えます。これで報酬がついてきていたら本当にやりがいのあるせめて最低生活水準のベース、生活保護基準はあっていいと思いますし、人口の多いところは、事務も大変です。本当に理解して頂きたいと願います。ストレスも多い仕事、私は母子家庭ですが人を助ける側が助けられていないと本当に人を支援できたことにならないのではないのかと、そして勇気を与えられますと考えられます
 - ・非常勤職のため、自分の就労状況を気にしながら人の就労支援や援助にあたったこと。
 - ・上司、事務所に母子自立支援員が担う業務役割が理解されず、「償還指導」「事務補助」とされている支援員がいることと、母子家庭に対する支援の取組みが進んでいないことです
 - ・正職員との格差、しょうがないと思います
 - ・償還指導でなかなか対応してもらえない時。担当上司が2年位で変わりますが、上司により相談業務にかかわり方が違うのは納得いかない
- <業務量・事務量>
- ・貸付や償還業務に追われて母子自立支援員としての本来業務(就業相談、関係機関との連携等)があまり活動できない
 - ・担当する仕事が貸付相談の他に児扶手当、児童手当、各制度受付等と広範囲にわたり、毎日窓口、電話での目の前の対応に追われ、償還指導、記録、学習などの時間が不足すること
 - ・相談業務の他に市の仕事をまかされているので、十分な相談業務ができないことがある。
 - ・事務処理が多すぎて(合併した事により)自分に余裕がない事
 - ・申請時期が集中しているため、残業をせざるを得ない。疲れが取れない
 - ・仕事量が多い
 - ・貸付、調定事務、厚生省報告、団体事務が重なる時期
 - ・日中は、電話相談、来所相談等に追われている為、事務処理を行うのが、残業となってしまう。月に16日出勤の為、その日の内に終わらせないと、次に影響が出てくる
 - ・事務量の多さに毎日が大変です
 - ・母子家庭の母の多くが、昼間の就労者のため、こちらの勤務時間外の面接や訪問を希望されることがある。また、貸付申請が多い時期は、特に事務処理に時間がかかり、時間外残業も多い。勤務時間の変更ができない職場体制のため、かなり自己犠牲している
 - ・仕事量が多いことで、時間内におわらないこと。時間外を振休で取ることが出来るが、なかなか取れず残業手当で支給してもらえたら経済的にも助かるのだが
- <自分のスキル・知識等>
- ・母子家庭の方と接することによって、個人のプライベートの中にまで入ってしまうことがあり、どこまで支援員として係わってよいのかどうか判断できないことがある。DVの窓口になっている為、相談を受けるが、自分の勉強不足もあり、相談者の心を傷つけることばを言わなかったか不安になる時があります。スーパーバイザーが是非、必要です
 - ・年々仕事の内容も複雑化し、難しくなっている上、相談な内容も多種多様で、問題が解決しない時に、この仕事は自分に向いていないのでいかと不安な気持ちになり、仕事に対して圧力を感じる時
 - ・辛いことは、自分なりにいろいろ考え、他機関とも連携取り、自立に向けて助言指導していた

ケースでも少しも改善されず、ただその母子家庭を甘やかせてしまったような結果になった時、自分の力不足と仕事の進め方に疑問を感じ、自信がなくなる。「辛い」というより、「悲しい」、「残念」といったほうが当てはまる感じがする

- ・立場上、個人の感情を押さえて、相手と向き合わざるを得ない時、自分の弱さを感じます。本音を言えない時に辛いです
- ・知識不足を感じておりますが、辛いとは思っていません

〈対応できる制度がない等〉

- ・制度上どの方法でも救う事が出来ない時
- ・支援体制が整っていない事
- ・行政の対応に限界を感じる時
- ・自分の力ではどうしてあげることも、できないことにぶつかった時
- ・基本的な制約があって、何とかしてやりたくてもできない時。必要と思われる制度（生保等）の活用ができない時。子があって、母子家庭と言うのに、母と子、学校の関係が悪く、学校、生保、学務係、家庭児童相談員等の調整会議に母子自立支援員は入れず、母と話をしたくともシャットアウトされ、何も役に立たない事
- ・どうしようもない事例で、どうしようも出来ない時、話を聞いてあげるだけだった時
- ・慢性的な生活費の不足、多重債務等、生活資金の貸付に該当しない方が相談にこられた場合、直接的に力になってあげることができなく無力を感じます
- ・就労支援の手立てがなかなか、みつからないことです。本人の能力的なことや、就職先がない（求人がない）など具体的な支援ができない
- ・どうすることも出来ないことがある。心が痛む
- ・緊急一時的な生活費などの貸付希望が多いが、それに対応出来る資金がない。自立、就労支援と言われるが、現在の社会情勢の中で、母子家庭の母が実際に就労自立するのは、なかなか困難である
- ・連帯保証人を頼める人がいないため申請ができないとき。連帯保証人が借主や連帯借主へ連絡

がとれなくなり、当係に問い合わせを個人情報であるため、勝手に情報提供できないとき。離婚調停が長びき、母子家庭で生活しているが、支援が受けられないとき。就業支援がなかなか、うまくいかないとき

- ・弱い立場の母子家庭に対して、福祉がゆき届かないことの多さを感じる時
- ・助け（支援）を求めて来ているのに、問題解決にならない（支援事業等どれにもあてはまらない）。対象者の気持が充分わかるのに、行政の間にはさまれ、どうすることも出来ない。本当の苦しみ大変さは行政（机の上）にはわからない！
- ・相談者の条件等により、使える制度がなかったり、話を聞いてあげることしかできなかった時に、行政の無力感を感じる。ほとんど相談を受けない時期に忙しそうな職員のそばで、自己研鑽の為の読書などをしている時
- ・本当に困っている方が、制度の対象とならず利用できなかった時
- ・援助を求めている人に対して何の制度も用いられない時

〈相談者の抱える困難・問題〉

- ・母の期待を裏切って子が非行にはしった時
- ・社会からとり残され、自立できずにいる人、弱い立場で辛い思いをしている人、様々な苦勞をしている人がこんなにも多いのかという事実直面した時、自分の未熟さを感じる時には、仕事の難しさ、厳しさを感じます。非常勤の立場で、できる事の限界を感じます
- ・相談（婦人、DV含む）内容がヘビーで、聞くこちら側も精神的にダメージを受けること。現実小説より大変で見通しの難しい、ドロドロもありで、それが連続することがキツイ。非常勤である不安定さもキツサを増幅させている
- ・様々な劣悪な生活事情で返済ばかりか、就労も健康状態も大変なことを訴えられること
- ・一家を支えねばならない母親が無理をして体をこわす……などの状況がある時など
- ・頑張って働いてきたお母さんが病気になったり、亡くなったりすると、すごく辛くて、たま

りません

- 生活が大変な方にも、返済を求める時
- 苦しんでいる姿を見る時
- 努力しているにもかかわらず、災いの多い人との面接
- 両親を早く亡くした一人っ子の女性が支援者も無く、心細い思いで来所する場面は、いつも辛くなります。後ろ盾の無い女性はDVの被害者になりやすいようにも感じております。精神的に病んでいると思われる相談者との面接も親の代からの関係性の悪さ等が原因となっている場合があります、世代連鎖の予感がして辛くなります
- 1～3年の間に相談員として辛いことは、借受者の死亡のケース、破産のケース、時代によりリストラ、ニート、フリーター、このさまざまな場面に自分で、力不足を感じます
- 滞納業務（電話、手紙）をしていて、子どもが病気をして悲惨な家庭状況を聞くと償還の話をするのもとてもつらい場合がある
- 年老いた母親がいつまでも子どもの学資金の返済をしていることが多いこと。生活困窮から抜け出せない人が多いこと
- 一番、不安な時期に思うように制度の利用ができなく、また、暴力、夫の借金等により、今後の方向性が見出せない母親の相談を受ける時（不安定な精神状態で涙する相談者が多い）
- 児童扶養手当受給、修学資金利用等で子を養育し、ようやく成長・自立したと思ったら、その子が離婚し、母子家庭となって来庁、母はその後も子と孫の心配をしなければならない
- 1、子どもの非行や登校拒否、いじめの相談を受けた時、その原因が「母子家庭だから」というのではないと言いたいが、「ひとり親世帯」だから全てが母親（父親）にかかり、子どもの対応が十分ではないと感じること。「生活の為に一生懸命働いた結果」と泣かれるのはつらい。2、死別の場合、離婚と違うさみしさ、思いがある。別れた後でも夫が生きていることは、子供にとっては、大きいと思う（私自身そう思う）
- 子が就労せず、母が苦勞している様子がかうかが

える時。就労して、生活していく意欲のない母をみる時。滞納が多い事

- 母子世帯の母がどんなに頑張っても、就労先が見つからないと言った時や、最近では子どもの就学先が無い事との両方であり、我が身よりも子供の将来を心配している。母としての気持がわかるため辛い
- 人は、生まれながら不平等というが、接していると家庭全体が見えてしまう場合があるので、簡単に解決できない困難を背負っている場合、特に子供がまき込まれている場合は、辛い。施策が大きく変わり、就労支援となったが、児童扶養手当はぎりぎり頑張っている家庭こそきびしいものであると感じ辛い

〈相談者との関係〉

- 学校への支払い期限迄に間に合わないと伝えるとお金のない母子の子は学校へも（通学）出来ないのかと言われる
- 理解してもらえなかった時
- 2度・3度と同じような失敗（男性・お金）を繰り返す相談者。意志の疎通がうまくいかず、からまわりの時
- 相談に来所して、良かれと思って説明、助言したが言葉不足とかで結果的に本人の望んでいた事が上手くいかなかった場合、「あんたのせいであんなになった」と誤解されることがある
- 滞納者に何度も連絡したり、郵便配達証明で送付しても何も反応がない時や、何度も同じ人から納付書を紛失したとして、再送付しても返済しない場合などは、空しくさえなってしまう
- 仕事として指導・助言しても、聞き入れてくれなく「母子家庭だから守られる」という意識が強い
- 理解してもらえなかった時
- 悩んでいるお母さんに対して私と同化する部分もあり、私ならどうしたか、どうするか、これは支援員としてよいのだろうかと思います。辛い事とは、違いますが
- 安易に貸付を受け、進学し、返済してもらえない時

- ・ウソをつかれた時。こちらが誠意ある態度で接していても、伝わらない時。自分が勉強不足のために、相談された方に知識を伝えられなかったり、うまく対応できなかった時
- ・励訪問の際、貸付時のときとの態度が全く違う時
- ・相談・貸付した後に本人に話していた事にかなりの偽りがあると分かった時、(生保・見扶手不正受給、男性と同居、保証人など) それなりの自衛手段でした事かもしれないが、度々なのでがっかりする時がある
- ・指導しているにもかかわらず、動こうとしない。依存することばかりを考えている人と対面している時
- ・相談者が、自分の要求どおりに物事が解決しない時、対応するこちらに怒りをぶつけてくる場合があります。こちらが悪くて叱られているような状況になるのですが、これは相談業務にはつきものだと思いますので、仕方がないと割り切っています。辛いということとは少し違いますが……償還についていえば、「無力感」を感じます。これも辛さとは違いますネ
- ・言葉のニュアンスの違いなどが大きく、表面化した時に、十分に理解して頂けずに、怒られて帰られた時や、相談者の相談の内容の中に糸口がなかなか見つけにくく、一つとして情報提供や支援することなどのすべが出来なかった時など、相手の気持ちになった時にとても心が痛み、沈みがちになることがあります
- ・滞納している人に連絡して、反対に開き直られた時
- ・資金滞納者が町で会った時、顔を背けたり無視したりする時
- ・貸付出来ない時、誤解される事もある(充分説明してもわかってもらえなかった)
- ・相談者の目線に立って話を聞いているつもりなのですが、どうしても考え方の違いなどから道理の通らない、厳しい言葉を浴びせられること
- ・約束をしても、平然とすっぱかされた時など。養育費を払わない夫が多すぎると感じる時
- ・自立できない母子家庭が増え、いくら指導しても変わろうとしない母親が増えている。私達の世代との考え方の違いを考えさせられる
- ・必要だと思う支援が相手の心にとどかない時。どんなにかかわっても、相手の状況が変わらない時
- ・人格的な障害や精神疾患のある方との関係に苦慮しています。思い込みや猜疑心により、理解してもらえず、攻撃的な態度になり、暴言を吐いたり、自殺をほのめかす方が、時々います。私達のメンタルケアの必要性を感じます
- ・相談者や滞納者等との信頼関係が築けないことがある
- ・償還金が滞り、その上、連絡もとれない時。日々入金するも、以前に滞納していた分の違約金があり、いっこうに減らない人。償還指導で訪問するも、居留守を使われたり、冷たくあしらわれる時
- ・どんなに頑張っておられても、精神的病いをもっていたり、ネグレクト等、自分の事しか考えられない母親に出会った時
- ・滞納額が増加し、解消に努力しても成果が上がらない。償還時、居所不明や訪問しても連絡がなかったり、ウソを繰り返し、誠意のない行動を取られる。貸付の相談者から話を聞き、貸付対象外と判断すると怒る。借受人が行方不明となる
- ・相手の為に努力している事に関して、相手から非難された時
- ・ご自分で借りたのに、返済となると知らん顔、返済できないなら、出来る様、共に相談することが出来るのに。返済の話をすると、鬼の様に思われてしまうこと。かなしいです
- ・能力に欠け、良かれと思って助言しても、冷たくされたと思う人もいます。子供のうちに平等などというのは、法の下にしかない(これもあやしいが)事を、自覚させた方が、その後楽に生きられるのに、大人になってもまだ自分がやれば何でも出来る人間だと思い乍ら何も出来ない人に夢は壊せないけどそれでは生きられない事

を伝えられない

- ・母子家庭のお母さんを疑ってしまう時

〈その他〉

- ・ストレスが滞ること
- ・何もありません。強いて挙げると相談員各々を知るのに2～3年必要な場合があり、他区での相談経験のあるお母さんから苦情を聞く時です。うやむやにせず、「苦情申立て」する様お願いしています
- ・無力を感じた時
- ・1年未満なので、まだありません
- ・就学支度資金や修学資金で納入期限が間近になってからの相談のため、どうしても手続きが間に合わない……、貸付基準に該当しない……等の理由から、涙ぐむ母に対し、貸付を断らなければいけない時や償還指導の中で、借受人の現在の生活が経済的に非常に苦しいのがわかっていても、返済するように指導せざるを得ない時など、自分の非力さと非情さとが交差する時がしばしば。辛いです
- ・償還指導
- ・お役に立つことが出来なかったとき
- ・余談ですが、インターネットが出来ません。お古のパソコンなので、立ち上がりが遅い。印刷機は母子団体の事務費でまかなっている

4) 母子自立支援員の雇用条件に関する意見

表 12 母子自立支援員が「非常勤であること」についての意見

単位：人 (%)

是非、常勤として労働条件を整えてほしい	70 (72.9)
常勤として、その分専門性が問われるのは辛いので現状が良い	6 (6.3)
その他	14 (14.6)
無回答	6 (6.3)
合 計	96 (100.0)

*「その他」の記載内容

- ・支援員として最後まで職種が変わらなければ、常勤となる事で移動や転勤などがあれば、支援員として長くかかわれなくなるという恐れもある

ります。ただ、今の報酬では、自立を支援する立場の支援員が転職も考えなければならない厳しい状況です

- ・自立支援員の給料が自立できない金額という笑えない現状。専門職として認知され、福祉現場、行政内での位置と責任の向上を求める
- ・非常勤でも労働条件・研修への参加の自由の改善を望む
- ・常勤になった場合、引き続き支援員を採用してもらえるのか不安です
- ・非常勤でできるような軽い仕事ではない。正職の方がよっぽど軽くて楽んな仕事をしている。管理職がそのことに向き合わず、放置していることが問題。早急に正職に取り組むべき
- ・専門的な資格がないので、短期間で仕事をしながら資格を得る方法はないのでしょうか。通信の社会福祉士の勉強をとも思った事もありましたが、スクーリングやお金の面で無理でした
- ・常勤、非常勤としてではなく、職員として必要なのではないかと思います。そうなると、福祉専門職としての資格等も必須になってしまう
- ・これだけの仕事量を抱えているにもかかわらず、非常勤として週30時間勤務しか許されず、自身の雇用が一年毎の更新、次年度への雇用不安の中にあることに対して不満です
- ・支庁が統合になった場合、母子自立支援員はどうなるのかな？
- ・同じ非常勤でも役職によって仕事量に差がありすぎる
- ・配偶者に生活を保障されている私にとっては非常勤でも問題はありませんが、自分が世帯主であれば、常勤を望むと思います
- ・非常勤職として何の保障も保護もない立場の仕事内容としては、どうかと思います
- ・私は常勤ですが、概ね3年で異動となります。しかも普通の行政職です。相談者の立場で考えると、専門的知識が必要な分野なので、長い期間、同じ人が働ける所である方がいいと思います
- ・職員の対応の仕方も非常勤という悪い、安定

なくしていい仕事が出来ないと思います。議員の方、相談者の方からもなぜこういう方々が嘱託職員なのかと疑問に言われます

- ・①に○をしたのは、後輩のために
- ・非常勤であり、日数等での問題はないと思いますが、給与もう少し、常勤の方々との差を少々でもなくしてほしいと思います
- ・非常勤でも雇用が守られ、安心して働ける条件を整えてほしい
- ・非常勤でもよいが、労働条件を見直してほしい
- ・常勤として雇用されることが望ましいと思いますが、H 17 年度に県設置の 16 名の母子自立支援員が 6 名に減員されました。市福祉事務所の母子自立支援員の設置は進んでいません。常勤でも非常勤でも雇用の継続確保を望んでいます
- ・一年の期限付雇用では、身分が不安定であり、常勤とまでもとはいわないまでも、少なくとも雇用期間の延長は必要。例)当初は 1 年、以後は 5 年とか、雇用主もリスクを負うと思うので
- ・相談内容が複雑で勤務時間内で仕事は終わらない事が多い。非常勤であるなら、困難な滞納ケースの対応はおことわりしたい。常勤、非常勤にかかわらず、専門性は必要である
- ・非常勤でもよいが、1 年ではなく、複数年での雇用がよい
- ・当県は常勤です
- ・非常勤でもよいが、労働条件を整えてほしい

注

- 1) 鳥山まどか・岩田美香 (2005)「母子寡婦福祉資金(修学資金)貸付制度の現状と課題に関する調査報告」『教育福祉研究』11、43-65、鳥山まどか・岩田美香 (2005)『母子寡婦福祉資金(修学資金)貸付制度の現状と課題に関する調査結果』北海道大学大学院教育学研究科・教育福祉論分野。

資料：「母子福祉資金貸付制度に関する母子自立支援員への調査」票

【あなたご自身についてお伺いします】

1. 母子自立支援員のお仕事をされて何年になりますか。

該当するものを 1 つだけお答えください。

- ① 1 年未満
- ② 1～3 年未満
- ③ 3～5 年未満
- ④ 5～10 年未満
- ⑤ 10 年以上

2. あなたの年齢は何歳代ですか。

- ① 20 歳代
- ② 30 歳代
- ③ 40 歳代
- ④ 50 歳代
- ⑤ 60 歳代以上

3. 母子福祉資金貸付制度に関して、あなたがなさっている仕事について、あてはまるもの全てに○をしてください。

- ① 窓口・電話での相談
- ② 家庭訪問による相談
- ③ 申請書の書き方指導
- ④ 貸付金申請書審査
- ⑤ 債権管理
- ⑥ 償還(集金)
- ⑦ 返済に関する事務
- ⑧ その他 ()

4. あなたは、仕事に関して何か資格をお持ちですか。

- ① ない
- ② ある→それはどのような資格ですか ()

【返済について】

13. あなたの地域では、返済が滞っているケースは、全体の何割程度ですか。

- ① 2割以下
- ② 2～4割程度
- ③ 5割・半分程度
- ④ 6～7割程度
- ⑤ 8割以上
- ⑥ わからない

14. 返済が滞っているケースは、何が主な要因だと思いますか。あてはまるもの全てに○をしてください。

- ① 母親の職業の不安定さ
- ② 子どもの進学後の努力不足
- ③ 子どもの卒業後の職業の不安定さ
- ④ よく考えずに資金を利用したから
- ⑤ 不運だったから
- ⑥ この制度自体に不備があるから
- ⑦ 日本の教育制度に不備があるから
- ⑧ その他 ()

15. 返済の償還率を上げるために、あなたの地域で、あるいは、あなたご自身が工夫をされていることがありますか。ありましたら教えてください。

16. 返済が滞っていることについて、日頃のご意見やご感想があれば教えてください。

【母子自立支援員の仕事について】

17. この仕事は、今後も続けたいと思いますか。

1つだけ選んでください。

- ① 今の条件でも、続けたい
- ② 就労条件などがよくなれば、続けたい
- ③ 続けたくない

18. この仕事をしていて、よかったと思うことはどんなことですか。

19. 反対に、この仕事をしていて辛いことは、どんなことですか。

20. 母子自立支援員が「非常勤であること」については、どのようにお考えですか。

- ① 是非、常勤として労働条件も整えてほしい
- ② 常勤として、その分専門性が問われるのは辛いので現状が良い
- ③ その他 ()

以上で設問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

貧困・低所得世帯への教育費支援

—生活福祉資金貸付制度を中心に—

鳥山 まどか

要旨：生活福祉資金の修学資金を利用する世帯は、収入や就労状況の点、あるいは学業成績の点で、国の教育ローンや育英会の奨学金を利用するのが難しい世帯が多い。修学資金の貸与によって、主要な制度から漏れてしまいがちな貧困・低所得世帯の子どもの教育機会が保障されている、その意味で、この修学資金は社会福祉的な役割を果たしているといえる。しかし、教育機会の保障が経済的自立にまで結びつくとは限らず、その限界はなお大きい。また、修学資金は他の教育費支援制度と同様に、利用者に最終的な負担を求めるという性格も持っている。そのため場合によっては、修学資金の利用が新たなリスクの源となる可能性もある。家族資源の格差を背景に生じる、貧困の世代的再生産を断ち切るためには、金銭的な支援はもちろん、同時に、そのような家族へのソーシャルワーク的な対応も必要である。

Key Words：生活福祉資金，修学資金，貧困・低所得世帯，教育費

I. はじめに

日本で、子どものいる家族の教育費負担が非常に重いことは、以前からよく知られている（埋橋 1997：105-21）¹⁾。これまでその負担は、中高年期に増加する父親の賃金と母親のパート収入で賄うという、家族ぐるみの教育戦略で支えられてきた（宮本 2004：89-95）。しかし、所得の不平等が拡大するなかで（橘木 1998；2004）、教育費の負担能力にも差が現れている。親の失業などによって授業料が払えなくなり、結果として退学を余儀なくされる者が増加している（西山 2002）²⁾。また、家族間格差は単なる所得の格差ではなく、家族資源の格差であり、その資源の差が子どもの教育に関する家族の対応にも影響を与えている（鳥山 2003a；2003b）。さらに、貧困・低所得世帯で生活する子どもが相当数存在し、特に最近は増加し

ていることも指摘されている（小西 2004；阿部 2003）。

子どもやその家族の教育費負担を緩和するための制度はいくつか存在するが、生活福祉資金貸付制度の修学資金もその1つに数えられる。この修学資金は、同時に社会福祉制度の1つでもあることが、一般的な奨学金や教育ローンとは異なる。生活保護受給世帯ではこれまで、子どもの進学や就学のために生活保護費から貯金や学資保険をかけることを認められてこなかったため、進学の際にはこの修学資金が利用されることが多かった。しかし、中嶋訴訟の最高裁判決は、貯蓄等による生活保護受給世帯の進学準備を正式に認め、またこの判決を受けて、社会保障審議会などでも教育扶助を高校まで拡大すべきとの意見が出されている。これが実現すれば、修学資金を中心に、教育費負担を支援する制度は大きく変化すると考えられる³⁾。一方で、義務教育段階で行われている就学援助を縮小しようという、逆の動きも出てきている（小西 2004）。したがって今後、貧困・低所得世帯の教育費負担を支援する制度を適切な方向

2005年1月6日受付／2005年3月1日受理
TORIYAMA Madoka
北海道大学大学院教育学研究科博士後期課程
E-mail: tmadoka@edu.hokudai.ac.jp

へ変化させる道筋をつけるために、まずは現在の生活福祉資金貸付制度が果たしている役割とその性格を整理しておく必要があるだろう。

そこで本稿では、生活福祉資金貸付制度における修学資金について、教育費負担を支援する制度全体のなかでの位置づけと、そこで期待されている役割を明らかにする。そのうえで、利用者調査の結果を用いて、修学資金がその役割を果たし得ているかどうかを検証し、生活保護制度における教育扶助の高校までの拡大という論点とも関連させながら、今後の課題を考える。

II. 日本の教育費支援制度：生活福祉資金貸付制度の位置

1. 教育費支援の家族依存性

「教育費」に含まれる費用の範囲にはさまざまな考え方があがるが、ここでは学校に行くために必要とされる費用、すなわち学校に納入する授業料や入学金のほか、通学費や教材費、さらには就学期間中の生活費までを含むものと定義する。これらの費用に関する子どもやその家族の負担を軽減する方法には、授業料の減免、給付あるいは貸与の奨学金、低利子の教育ローンなどがある。本稿ではこのような制度を総称して、「教育費支援制度」と呼ぶことにする。

規模の大小の差はあれ、たいしてはどの国にも公的な教育費支援制度が存在する。個人的に消費される教育費を公的に負担する理由は、教育から利益を得るのが教育を受ける個人にとどまらず、社会全体に及ぶことがあげられる。また、経済的な条件や個人の属性などで教育を受ける機会に格差が生じるべきではないという、「教育の機会均等」の理念も公的に負担を行うべき理由とされる。この教育の機会均等を保障することは、公正の観点からはもちろん、効率の観点からも重要である。つまり、経済的な理由で教育を受ける機会が閉ざされることは、その個人の潜在的な能力を生かせないという社会的な損失を生むことになるからである。さらに、教育を通じて社会移動を促

すことが、社会の健全性の維持に寄与するとも考えられている。また、公的な負担で授業料等を無償や低額にするだけでなく、公的に奨学金や教育ローンなどを実施するのは、教育の機会均等の保障のためだけではなく、資金市場の性格にも起因している。教育は一時期に多くの費用を必要とするが、回収には長い期間を要するのが普通である。それだけ回収できないリスクが高くなるということであり、そのような教育資金を提供する市場は形成されにくい。そのため、公的な形での資金提供が必要とされるのである（小林・濱中・島2002）⁴⁾。

義務教育のような無償教育や、かつての国公立大学の低額の授業料のような形での支援のあり方を除けば、日本における教育費支援は選別的に行われている。支援の対象者を決定する基準によって、支援制度はメリットベースとニードベースに分けられる。メリットベースの支援は、社会や学校などに貢献し得る人材への支援であり、学業やスポーツの成績などが援助の基準となる。一方のニードベースの支援は、先にあげた教育の機会均等の観点から行われる支援であり、親の経済力（収入や資産）を基準とすることが多い。

ニードベースの支援が親の経済力によって決定されるということは、「子どもの教育にかかる費用は親（家族）が負担するもの」との考え方がその背景に存在することを意味する。したがって、この考え方の強さによって支援が及ぶ範囲やその内容・程度が異なってくると考えられる。たとえばスウェーデンのように、所得にかかわらず高等教育を無償で受けることができ、その間の生活費はすべての学生が公的な教育ローンを利用して賄うことが奨励される場合には、「教育費は親が負担する」という考え方はむしろ否定される（ICHEFAP 2004）。他の欧米諸国では、親の収入が低いほど、授業料の減免や給付奨学金による支援の割合が大きくなる。つまり、個人や家族の教育費負担は公的に肩代わりされることになる。ただし、近年はこれらの国でも親の責任を強調する方向への変化がみられるという（Jones and

Wallace 1992=1996 : 89-119 ; ICHEFAP 2004).

一方、日本では欧米諸国と異なり、無償であるのは義務教育までで、高校からは公立でも入学金や授業料が必要となる。そのような日本における公的な教育費支援制度は、日本学生支援機構（旧日本育英会）の奨学金と、国民生活金融公庫の教育ローンを中心に成り立っているが、これらはいずれも貸与による支援である。奨学金の場合は子ども自身が借り、教育ローンの場合は基本的に親が借りるという違いがあるが、いずれも授業料の減免や給付の奨学金とは異なり、最終的には返済という形で利用者自身が費用を負担しなければならない。したがって負担の公的な肩代わりは一時的なものにとどまる。言い換えれば、日本の教育費支援制度は、個人や家族の最終的な負担を前提することで成立しており、それだけ家族依存性が強い制度である。

2. 奨学金と教育ローン

日本でもっとも広く利用されている教育費支援制度は、日本学生支援機構による奨学金（以下、「育英会の奨学金」）と国民生活金融公庫の教育ローン（以下、「国の教育ローン」）であり、前者は毎年新たに30万人前後の学生・生徒が、後者は20万以上の世帯が利用している（日本学生支援機構 2004 ; 国民生活金融公庫 2004）。

育英会の奨学金が創設されたのは1944年で、現存する教育費支援制度のなかでもっとも早くに登場している。「優秀ナル素質ト才能トヲ有シ乍ラ経済上ノ理由ニ依リ進学ノ機会ニ恵マレザル」（日本育英会 1953 : 4）学徒に対して資金援助を行うことを目的とし、メリットとニードの両方の基準で奨学生を選考したが、「優秀さ」というメリットの基準が「経済的困難」というニードに基づく選考の前提になっていた。現在では、日本学生支援機構が援助を行うのは「教育の機会均等に寄与するため」（日本学生支援機構法 第3条）とされているが、やはり奨学金を利用するには学力基準を満たすことが必要である。したがって、経済的に奨学金を必要としていても、学力基準を満た

さなければこの奨学金を利用できない。

ところで、育英会の奨学金が創設当初から給付ではなく貸与で行われたことが、その後の日本の教育費支援制度の形を決定したともいえるが、貸与になった理由は当時、財政的に給付を行うことが事実上不可能であったことがあげられる。また、子女の教育の責任は親または家にあるとする家族制度を支持する立場をとり、責任者である親に育英会が援助協力することを建て前としていたためでもある。したがって、奨学金は「親の子弟教育の責任を、解除または軽減するものではなく、他日子弟卒業ののちは、親子連帯でその返還について責任をおうという性質の貸付金」（日本育英会 1953 : 34-5）であると考えられていた。現在はこのような直接的な家族責任の強調がなされることはないが、現在に至るまで給付奨学金は実現されず、むしろ返還免除も縮小されていることは、少なくともこれまで制度のもつ家族依存性が問われてこなかった（青木編著 2003）ことを反映しているといえるだろう。

育英会の奨学金とともに広く利用されている国の教育ローンが登場するのは、1979年になってからである。国民金融公庫（現在の国民生活金融公庫）はもともと、中小企業に対する補完金融の役割を果たすことをその目的としていたが、この時期には事業資金の需要が低迷するようになっていた。一方、高校や大学への進学率が高まるなかで、進学に必要な入学金や授業料が上昇していたが、育英会の奨学金は入学後の援助を目的としていたため、進学時などに一括で必要とされる資金を援助するには不十分なものであった。教育資金という新たな資金需要に対して、民間の金融機関が相次いで教育ローンを制度化していったが、「民間のローンでは所定の融資基準あるいは補償基準を満たしえない層がなお相当数予想され、教育の機会均等の見地からも何らかの施策が必要とされた」（国民金融公庫 1979 : 541）ことから、国民金融公庫で新たに教育資金の貸付を始めたのである。

国の教育ローンの場合は、育英会の奨学金とは

異なり、基本的に親が借りて親が返済することになる。利息の面では民間の教育ローンとほとんど違いはないが、借入れの審査基準は民間のローンほど厳しくはない。しかし、どのような世帯でも利用できるわけではなく、所定の事項に関する信用調査で、総合評点が基準を上回らなくてはならない。この信用調査では、住宅状況および居住年数や勤続年数、年収が重視される。したがって、失業中であることや、無職で生活保護を受けていることを理由に国の教育ローンを利用できないということはないが、信用調査で評点が基準に達しない大きな原因となる⁹⁾。

3. 社会福祉領域での支援制度：母子寡婦福祉資金と生活福祉資金

母子寡婦福祉資金貸付制度と生活福祉資金貸付制度はともに、社会福祉の制度であるが、これらの制度においても「修学資金」の貸与によって教育費支援が行われている。

母子寡婦福祉資金の修学資金は、生活保護の教育扶助が義務教育までであること、育英会などの奨学金は成績が良好でなければ利用できず、貸付対象数の制約もあり、母子世帯の子どもの進学に十分な経済的援助がなされない場合が多いことから、1953年に貸付が始められた。そのような趣旨をもつ修学資金であるため、「貸付決定に際しては、成績、学力等の優劣をとくに考慮すべきではない」(穴山 1973：372)ことが強調されている。1964年には入学時にかかる費用のために就学支度資金の貸付が開始されている。

また、母子世帯以外の「一般的な低所得階層に対する貸付制度は確立されていなかった」(全国社会福祉協議会 1968：256)ことから、1961年に世帯更生資金(現在の生活福祉資金)によって修学資金の貸与が始められた。母子寡婦福祉資金と同様に、1964年から就学支度費の貸付が開始されている。

これらの修学資金(および就学支度費)の貸付は、育英会の奨学金や国の教育ローンと比べて、教育を子どもの経済的自立のための手段としてと

らえる傾向にあった。特に世帯更生資金は、制度自体が低所得世帯の生活保護層への転落の防止と自立更生を目的としていたこともあり、低所得世帯の子どもの「所得向上のためいっそうよい雇用の機会を与えられることを期待」して、「高等学校への進学を援助」することに主眼がおかれていた(全国社会福祉協議会 1968：256)¹⁰⁾。このように、当初は高校進学のみを想定してスタートした世帯更生資金であるが、その後貸付の対象とする学校を順次拡大していった¹¹⁾。対象の拡大は、「経済的自立」から「教育機会均等の保障」へと、修学資金の目的や機能の強調点を変化させることにつながる。

育英会の奨学金も国の教育ローンも、「教育の機会均等」を保障することを目的として掲げているが、「教育費負担に対する支援の必要」以外の要件が課されるために、これらの制度だけで教育の機会均等を保障することはできない。母子寡婦福祉資金および生活福祉資金の修学資金は、給付ではなく貸与であるという点で、やはり家族依存性の強い支援制度である。しかし、特に生活福祉資金の修学資金は「現に支援を必要としていること」以外の要件を課していない。したがって修学資金は、日本の教育費支援制度が「教育機会均等の保障」を実質的に達成し得るよう、奨学金や教育ローンを補完する位置にあるということが出来る。

しかし問題は、この修学資金が実際に教育費支援制度のなかで期待される役割を果たしているかどうかである。実際にはどのような子どもや家族に利用され、教育費負担をどのような形で軽減しているのか、子どもたちの教育機会の保障にどの程度寄与しているのかなどを明らかにする必要がある。

Ⅲ. 修学資金の利用の実際

以下からは、修学資金が実際にはどのような形でその役割を果たしているのかについて、生活福祉資金の利用者実態調査を用いて検証していく。

表1 申請時の世帯年収 (%)

	～100万円	～200万円	～300万円	～400万円	～500万円	501万円～
高校時利用 (286世帯)	12.6	20.3	26.6	27.3	9.1	4.2
大学時利用 (266世帯)	9.4	20.3	20.3	22.9	17.3	9.8

2002年度申請書データより作成。

ここで用いるのは2003年に北海道で行った生活福祉資金利用者調査の結果と、北海道社会福祉協議会に提出された申請書(2002年度分)のデータである⁹⁾。

修学資金は、義務教育終了後の進学や就学のための費用を貸与するものである。義務教育を終了した子どもの9割以上が進学する現在、高校進学は就職を中心としたその後の社会生活において、最低限必要な学歴を獲得することを目的としている。それに対して高校卒業後の進学は、もっと就職に有利になるような学歴や資格の取得、夢をかなえるための勉強など、よりさまざまな目的をもって行われると考えられる。そこで分析にあたっては、高校・高専進学での利用(「高校時利用」とする)と、高校卒業後の大学や専門学校への進学での利用(「大学時利用」とする)とに分けることとする。

1. 修学資金はどのような世帯に利用されているか：2002年度申請世帯の属性

国の教育ローンを利用するための信用調査で重視されるのは、収入や就労状況、住宅状況であると述べたが、これらの点について生活福祉資金の利用者の世帯状況を見てみる。まずは収入であるが、生活福祉資金の修学資金は「低所得世帯」に貸付を行うものであるから、利用世帯が低所得であることは当然とはいえ、表1に示されるように、実際の修学資金利用世帯の年収は非常に低い。この収入で国の教育ローンの信用調査を行えば、その点数はほとんどゼロに近い。

次に就労状況であるが、高校時利用世帯の4割、大学時利用世帯の1割強が無職であり、このことも教育ローンの信用調査では評点が伸びない原因となる。また、教育ローンでは持ち家である

と点数が高くなるが、高校時利用世帯で持ち家であるものは2割に満たない。大学時利用世帯では半数近くが持ち家であるが、同時に住宅ローンを抱えている世帯が多く、この点も信用調査においては不利に働く。以上から判断するなら、修学資金利用世帯が国の教育ローンを利用するのはかなり難しい。

このような世帯状況は、育英会の奨学金の審査ではむしろ奨学金の必要性が高いとみなされ、多くが育英会の家計基準を満たすだろうと思われる。しかし、高校時利用を希望する者の成績は、5段階評価で3.0に届かないことが多く、それが育英会を利用できない理由になっている。また、大学時利用世帯では全体の6割が短大および専門学校での利用であるが、学校自体のもつ奨学生の採用枠に入れなかったという者が多い⁹⁾。

ところで、親が無職である修学資金利用世帯は、生活保護を受給していることが多いのであるが、これまで生活保護費から貯金することなどが認められてこなかった生活保護世帯の子どもは、この修学資金を利用して進学することが多かった。このような事情により、ここでも高校時利用世帯の4割以上が生活保護を受給していた。一方で、大学時利用世帯で生活保護を受給しているものは1割に満たない。大学や専門学校は高校以上に費用がかかる。したがって、子どもが大学や専門学校に進学しようとするときには、借り入れの必要はよりいっそう高くなるはずである。育英会の奨学金や国の教育ローンで、大学時利用者数が高校時利用者数を大幅に上回るのも、このような理由からである¹⁰⁾。そのように考えれば、修学資金における大学時利用世帯で、生活保護を受給しているものの割合がもっと高くなってもよいと思われるが、そうはなっていない。これは、生活保

護受給世帯の子どもが高等教育を受けるには、超えなくてはならないハードルがなお多く、高いことを反映している¹¹⁾。

2. 修学資金はどのように利用されているか：利用者調査結果

1) 就学時の状況

修学資金を利用するのは、進学や就学のための自己資金が不足しているからであるが、特に高校時利用世帯では家計支持者の疾病や失業といった、いわゆる「生活上の事故」も、3割を超える世帯が経験している（大学時利用世帯では1割）。収入が恒常的に少ない、あるいは収入の急激な減少のなかで、預貯金などによる金銭的な準備が十分にできなかったために、修学資金を利用している。

修学資金の限度額は育英会の奨学金と同程度であるが、修学資金を利用した親は、高校時利用世帯で半数弱が、大学時利用世帯で6割がその金額では足りなかったとしており、生活費を切り詰めるなどして不足を補っていた。大学時利用世帯では不足分を補うために6割近くの世帯が預貯金の取り崩しをしているが、高校時利用世帯で預貯金の取り崩しをした者は3割にとどまる。収入が少ないなかでは教育のためか否かにかかわらず、貯金のような形でのストックを形成することはほとんど不可能な世帯も多いということであろう。

2) 卒業後の進路

修学資金だけでは必要な費用のすべてを賄えないことに加え、就学中の子どもの生活費などは貸付の対象になっていないため、そもそも収入が少ないなかで子どもが就学することの負担は非常に大きかったであろう。そのようななかでも、8割以上の子どもたちが学校を卒業している。高校時利用者に卒業しなかった者が1割いることには留意が必要であるが、この資金を利用しなければ進学も危ぶまれたことを考えるなら、これだけの者が当初の目的どおりに学校を卒業できたことは積極的に評価できよう。

卒業後の進路としては、就職という選択をして

いる者が多い。高校時利用世帯でも6割が就職を選択しており、進学選択者は2割にとどまる。北海道全体では、就職する高卒者は2割程度である（北海道企画振興部計画室統計課 2004）ことと比べると、修学資金利用者の就職選択率は際だって高い。借受人である子どもへのインタビューでも聞かれたことであるが、このような選択には、家庭の経済事情が影響していることも少なくない。

「進学したかったので親に相談したが、『お金がない』といわれた。教育ローンは通らなかった。（生活）福祉資金も相談したが、もともとほかにも借りていたので職員に就職をすすめられ、進学はあきらめた。」（高校進学に修学資金を利用した子ども）

就職選択者が卒業後に最初に就いた仕事を多い順にあげると、高校時利用者ではサービス業（34.4%）、医療福祉関係（14.8%）、製造業（11.5%）、大学時利用者では医療福祉関係（23.4%）、サービス業（21.6%）、教員・公務員（16.2%）である。その仕事の就労形態は、大学時利用者とは比べて高校時利用者では常勤雇用が少なく、非常勤雇用が多くなっている。

3) 現在の状況

現在も、修学資金を利用した子どもの多くは稼働による収入を得ているが、高校時利用者では、臨時やパートといった相対的に不安定な就労形態の者も3割を超える（大学時利用者は2割）。表2は、現在子ども自身が得ている収入を示したものである。特に、高校時利用者では半数が100万円以下の収入しか得られていない。もちろんこのなかには、結婚して専業主婦になっている者なども含まれる。また、年齢や勤続年数の違いが収入に反映している可能性もある（アンケートでは現在の年齢をたずねておらず、回答者の実際の年齢は不明である）。しかし、就労形態や収入状況を大学時利用者とは比べた場合、高校時利用者ではより不安定な生活状況にあると考えられる者が多いといっていよう。

表2 修学資金を利用した子どもが現在1年間に得ている収入(%)

	～100万円	～200万円	～300万円	～400万円	～500万円	500万円～	無回答
高校時利用 (115人)	50.4	17.4	7.0	2.6	0.0	0.0	22.6
大学時利用 (148人)	27.0	18.2	31.8	5.4	4.1	1.4	12.2

アンケート調査結果より作成。借受人の回答のみ。高校と大学など2回にわたり利用している者は「大学時利用」に含む。

表3 親世帯の年間世帯収入(%)

	～100万円	～200万円	～300万円	～400万円	～500万円	500万円～	無回答
高校時利用 (143世帯)	20.3	21.0	23.1	10.5	2.8	4.9	17.5
大学時利用 (256世帯)	8.6	17.2	24.2	13.7	16.4	8.6	11.3

アンケート調査結果より作成。連帯借受人の回答のみ。その他の点に関しては表2と同様。

一方、子どもを卒業させた親も、現在も稼働によって収入を得ている世帯が多いのであるが、高校時利用世帯では生活保護を受けている世帯も2割を超える。また、相対的に不安定な就労形態である世帯が、高校時利用世帯で3割、大学時利用世帯で2割ある。表3は現在の親世帯の収入を示している。子どもが学校を卒業したことで支出は減っているだろうが、特に高校時利用世帯は依然として低収入であり、子どもが卒業した後の生活も決して楽なものではないことがうかがわれる。

修学資金は給付ではないので、返済しなくてはならない。制度上は子どもが借受人、親が連帯借受人になり、修学資金を利用して学校に行った子ども自身が返済していくことを建て前としている。しかし、連帯借受人である親が返済していることも少なくない。大学時利用者は7割が子ども自身で返済しているのに対し、高校時利用者で本人が返しているのは半数に満たない。これは子どもが返せない、親のほうが子どもより経済的に余裕があるといった単純な理由からであるとは限らない。親たちの多くは、少なくとも高校に子どもを行かせるのは自分の責任だと考えて、修学資金の利用を決めている。「子どもの高校進学は親の責任」との意識が特に強い親が、子どもに代わって返済をしていると考えられるのである。たとえば、連帯保証人である親へのインタビューにおいて、返済と関連して以下のような話が聞かれた。

「口では子どもに『自分で返しなさいよ』とはいつていたけれど、もしも子どもが返せなくなれば、立て替えなきゃいけないということは借りるときから考えていた。もともとは親が出さなきゃいけない金だから(子どもに絶対に自分で返せと)強気なことはいえない。これからも2人いるから、またこの資金を利用したい。(2人分借りると借入れの総額が大きくなるが)ほんとうはまとめて親が払うものだから、しょうがない。『高卒』の肩書きは必要。中卒で就職は難しい。」(子どもの高校進学に修学資金を利用した親)

「子どもの教育は大事。教育という形の財産なら子どもに残してやることできる。借りて学校に行かせるのだから、親の力ではなく他人のふんどしだけ。(修学資金を)申し込んだことくらいは子どもも分かっているだろうが、改めて(借りたことを子どもに)いった記憶はない。借りた当初から女房に、『こっちで返すからな』といつていた。子どもが自分で働いたお金で返すという制度だけど、一生懸命やっている子どもだから『おまえが返せ』とはいえない。子どもに返させる気はなかった。」(子どもの高校進学に修学資金を利用した親)

修学資金の借入れや返済に関する親自身のこのような考え方からは、家族依存的な教育費支援制度を支える「子どもの教育の責任は親や家族にある」というイデオロギーが、制度利用者にも共有されていることがうかがわれる。

返済に関しては、生活福祉資金では滞納ということが小さくない問題である。同じ生活福祉資金のなかでも資金の種類によって滞納率は異なるが、修学資金では返済者のおよそ2割が滞納をしている（北海道社会福祉協議会による算出）。今回のアンケート調査では、滞納をしているのは回答者の1割であった。しかし利用時別でみると、高校時利用者では2割が滞納をしている状態にある。

IV. 考 察

生活福祉資金の修学資金を利用している世帯の多くは、収入や就労状況の点で国の教育ローンを利用するのが難しく、学業成績の点で育英会の奨学金を利用するのが難しい状態にある。教育ローンや奨学金から漏れてしまう者に修学資金の貸与を行うことで、教育費支援制度が目的とする、教育機会の保障が実現されている。教育ローンや奨学金を補完している修学資金は、その意味で「社会福祉的」な役割を果たしている。

また修学資金は、進学をあきらめさせないという入り口の保障だけでなく、世帯の収入が少ないなかで、不十分とはいえ就学中に必要な教育費を補うことで、最終的には「卒業」とそれに伴う学歴や資格の取得という結果をもたらしている。

しかし、この修学資金が創設された当初の目的であった「経済的自立」に関しては、利用者が学校を卒業しても安定した仕事や収入を得られるとは限らないのが現実である。時代とともに、「高卒」や「大卒」という学歴が社会でもつ意味は変化しており、学歴を得ればそれだけで安定した就職に結びつくことはなくなっている。卒業後の就職に関する問題は、修学資金はもちろん、教育費支援制度をも超える問題であり、これらの制度だ

けで解決できるものではなくなっている。修学資金は「経済的自立」の前提としての「教育機会」を保障しているが、その限界はなお大きいともいえる。

このほかに、生活福祉資金の修学資金が利用されているのは年間1万件程度であり、これは4万件程度利用されている母子寡婦福祉資金と比べてもかなり少ない。この利用件数の差はもちろん、生活福祉資金貸付制度の「他制度優先」に起因するものであろうが、この制度自体が、一般的によく知られている制度とはいいがたく、制度に結びつかずに進学や就学をあきらめてしまっている子どもや家族も、相当数存在することも考えられる¹²⁾。

V. おわりに

生活福祉資金貸付制度における修学資金を利用しているのは、生活保護受給世帯を含む貧困・低所得世帯である。これらの世帯のなかには、子どものためか否かにかかわらず、預貯金や保険、持ち家などの形での「正の資産」といったものを形成できなかった世帯も多い。家族が所有している資源・資産の種類や程度によって、子どもの教育に関する対応は大きく異なる。そのなかで、ともかくも修学資金は、資源に乏しい家族の子どもたちに「正の資産」を形成させることを目的に、教育機会の保障をしてきている。

しかし、修学資金が利用者やその家族に最終的な負担を求める性格をもっていることに変わりはない。それゆえ、場合によってはこの修学資金が、子どもが社会に出て正の資産を形成する際の障害にもなり得る。特に、高校就学はこの資金を利用する場合には、高卒者の就労や収入状況からみても、修学資金の利用が「負の資産」として、その後の生活における新たなリスクの源となる可能性もある。そのようなリスクの1つが、滞納の問題である。現在は、いわゆる「学歴社会」が厳然として存在し、そのうえで、あらゆる人が再教育・継続教育によってスキルアップしていくこと

がうたわれている。そのようななかで「正の資産」を形成するには、貸与によって最低限必要な学歴を保障することだけではない、さらに別の手立てが必要であることを、この問題は示唆しているといえよう。

また、これまでの分析からいえることは、子どもの進学のための貯蓄を認めずに、修学資金を利用させるという従来の生活保護の運用は、いいかえれば、正の資産がほとんどまったくないなかで、場合によっては、負の資産形成を強要してきたということでもある。今後、教育扶助を高校まで拡大し、「給付」という形で支援することが望まれる理由の1つがここにある。また、家族間の資源格差が子どもの「意欲」の格差にまで結びつくという事実を考えたとき（荻谷 2001）、これらの家族と子どもに対して、たとえばスクール・ソーシャルワーク（岩田 2003）や、家計に関するソーシャルワーク的対応（ファイナンシャル・ソーシャルワーク）（鳥山 2004：187-8）のような特別な対応も必要とされよう。そうして初めて、資源に乏しい家族のなかに生まれ育つ子どもが、機会および結果における不利と、それに伴う生活困難を抱えるという、「貧困の世代的再生産」を断ち切ることも可能になるだろう。

注

- 1) 埋橋は、①児童手当制度（ワンペアレント・ファミリーへの給付や、フード・スタンプなどの現物給付支援策を含む）、②扶養家族のいる家族やワンペアレント・ファミリーの税を軽減する所得減税、③住居費用を軽減する給付やサービス、④保健費用を軽減する給付やサービスの全体を「児童支援パッケージ」として、その水準の国際比較をしている。そこで日本の児童支援パッケージは低水準であるとしているが、その理由として、日本の住宅事情と住宅政策による住居費用の高さと、学校教育費用の高さとが、パッケージの水準を著しく引き下げていることをあげている。
- 2) 西山は、高校における授業料の減免措置に関する問題点も指摘している。また、最近では、日本高等学校教職員組合や全国私立学校教職員組合が、授業料滞納者・退学者の増加を示す調査結果を公表している（時事通信社 2004a；2004b）。
- 3) 生活保護制度の見直しに伴い、2005年度から授業料や学用品費、交通費などの高校就学費用が給付されることになった。ただし、それは、本稿で主張するような「教育機会の保障」ではなく、「自立支援」の観点からの給付であり、そのため、教育扶助ではなく生業扶助によって行うとされている（厚生労働省社会・援護局 2005）。
- 4) 小林らは「学生援助制度」という用語を用いているが、「学生」ということばは「大学」に結びつきやすいため（実際、この小林らの報告書は大学の学生に対する援助制度を扱っている）、高校での教育に対する支援をも含む本稿では「教育費支援制度」とした。
- 5) 国の教育ローンを利用した世帯を対象に国民生活金融公庫は毎年「家計における教育費負担の実態調査」を行っている。2004年の調査結果によると、利用者の年収の平均は686.6万円であり、年収が400万円に満たない世帯は1割にすぎない（200万円未満の世帯は2%）。また、利用者の8割が勤労者である。
- 6) 母子寡婦福祉資金においても、「母子家庭の児童のために修学資金の貸付を行うことによって、その児童が高等教育を受けることを容易にし、将来その児童がその母子家庭の生活の支柱となることができるようにしようとするのが修学資金を設けた趣旨である」（穴山 1973：372）とされている。
- 7) 1968年から高専、1970年から短大、1974年から大学、1980年から専修学校が対象となった。また就学支度費の対象が大学まで拡大されたのは、制度の名称が生活福祉資金へと変更された翌年の1991年である。
- 8) 利用者調査は、2003年8～12月にかけて北海道社会福祉協議会との連携のもとに行ったもので、アンケート調査とインタビュー調査からなる。アンケート調査は、北海道で貸付件数の多い11市区町の1995～2002年の貸付のうち、交付が終了した借受人（学校に行った子ども自身）および連帯借受人（ほとんどはその親）に調査票を郵送し、回収も直接北海道社会福祉協議会に返送してもらう方法をとった。有効回答数は借受

人263人(有効回答率18.9%),連帯借受人399人(同27.1%)であった。また、アンケート時に申し出のあったなかから借受人4人,連帯借受人6人にインタビュー調査を行った。調査内容および結果の詳細については、北海道社会福祉協議会(2004)を参照されたい。申請書データに関しては、データベースの関係上、今回は2002年度申請の全データを用いた。したがってこのデータはアンケートの母集団とは重ならないが、それ以前の利用者と今回使用したデータの利用者とほぼ同様の傾向にある。

- 9) 「他制度優先」の生活福祉資金では、修学資金の申請書に育英会の奨学金を利用できなかった理由を記載するよう求められる。最近になってであるが、北海道では、高校進学での利用を希望する者に対しては、育英会利用の可能性あるかどうかを判断するために中学3年時の成績も聞いている(3.0を上回ってれば、入学後に育英会を申し込むよう指導する)。奨学金に関する記載について、今回は統計的に処理することができなかったが、申請書類を通覧した限りでは、ほとんどが成績や採用枠を理由に育英会が利用できないとなっていた。
- 10) 育英会の奨学金では、2003事業年度の新規貸与者34万人のうち、無利子の第1種奨学金を利用しているのが17万人である。このうち高校生が43,000人、高専生が1,600人であるのに対し、大学生は88,000人、専修学校の学生が1万人である。有利子の第2種奨学金では高校生は貸付の対象にならない。また、国の教育ローンは先の実態調査によると、高校で利用している世帯は2割に満たない。
- 11) 生活保護を受けている世帯では、学資保険や積立貯金ができないことで、「子どもの進学のためにはなにもできない」と考えてしまい、それによる一種のあきらめから、「進学しなくともよい」などの気持ちをもってしまふことがある。また、高校進学に修学資金のような借入れを利用すると、その時点で、子どもは高校卒業後に働くことが親のなかで前提されることもある(鳥山 2003b)。その他にも、今回のインタビュー調査でみられた例として、親が高校卒業後に子どもを進学させたいという希望をもっていたにもかかわらず、担当のケースワーカーから、子どもを就職させるよう指導された世帯もあった。
- 12) たとえば鳥山(2003a)、小西(2003)。

- 阿部 彩(2003)「子供の貧困・不平等の現状と社会保障・税制が与える影響」後藤玲子『公的扶助システムのあり方に関する実証的・理論的研究』厚生労働省科学研究費補助金 政策科学推進研究事業 平成14年度総括研究報告書, 45-74.
- 穴山徳夫(1973)『児童福祉法母子福祉法母子保健法の解説(1973年改訂版)』時事通信社.
- 青木 紀編著(2003)『現代日本の「見えない」貧困——生活保護受給母子世帯の現実』明石書店.
- 北海道企画振興部計画室統計課(2004)「平成16年度学校基本調査速報(北海道分)」(<http://www.pref.hokkaido.jp/skikaku/sk-kctki/index.html>, 2004.12.26).
- 北海道社会福祉協議会(2004)『生活福祉資金修学資金貸付効果調査報告書』北海道社会福祉協議会.
- ICHEFAP(The International Comparative Higher Education Finance and Accessibility Project)(2004) Database Student-Parent Cost by Country (<http://www.gse.buffalo.edu/org/inthigheredfinance/index.html>, 2004.12.26).
- 岩田美香(2003)「第5章 貧困家族とスクール・ソーシャルワーク」青木 紀編著『現代日本の「見えない」貧困——生活保護受給母子世帯の現実』明石書店, 161-89.
- 時事通信社(2004a)「授業料滞納高校生は2500人——日高教調査」『内外教育』5482, 11.
- 時事通信社(2004b)「私立中高生299人が経済的理由で退学」『内外教育』5484, 8.
- Jones, Gill and Wallace, Claire(1992) *Youth, Family and Citizenship*. Open University Press.(=1996, 宮本みち子監訳・鈴木 宏訳『若者はなぜ大人になれないのか——家族・国家・シティズンシップ』新評論)
- 苅谷剛彦(2001)『階層化日本と教育危機——不平等再生産から意欲格差社会へ』有信堂.
- 小林雅之・濱中義隆・島 一則(2002)『学生援助制度の日米比較』文教協会平成13年度研究助成報告書.
- 国民金融公庫(1979)『国民金融公庫三十年史』国民金融公庫.
- 国民生活金融公庫(2004)「平成15年度 業務報告書」(http://www.kokukin.go.jp/pfcj/pdf/operating_report_2003.pdf, 2004.12.26).
- 国民生活金融公庫(2004)「平成16年度 家計における教育費負担の実態調査」(<http://www.kokukin>).